

特定費用準備資金の積立ての実施について(案)

1. 公益認定を受けた背景

平成21年6月開催の第30回資金管理業務諮問委員会でご報告したとおり、資金管理業務が『公益目的事業』に該当するものとして『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に係る法律』に基づき平成22年4月1日付けで公益移行を行った。その結果、再資源化預託金等の運用益に係る源泉所得税等(約20%)などの税制優遇を受けることでリサイクル料金を負担する自動車ユーザーの負担軽減に資するものとなり今日に至っている。なお、本財団が資金管理業務の事業として公益認定後3年に亘り優遇を受けた税額概算は下表のとおり。

(単位:百万円)

優遇を受けた主な源泉所得税等	H22年度	H23年度	H24年度	3年間合計
再資源化預託金等の運用益に係る税額 ①	2,219.8	2,259.1	2,255.0	6,733.8
資金管理料金の運用益に係る税額 ②	0.6	0.3	0.5	1.4
合計 ①+②	2,220.4	2,259.4	2,255.5	6,735.2

2. 本財団財務状況に係る認定基準への適合性について

先の「資料7」で報告したとおり、情報システムの改善策の実施により情報システムの性能対策等の問題を解決し、更に効率化を進めた結果、情報システムの維持・管理に要するランニング定常費用についてもリサイクル全体で平成24年度予算約32.8億円/年から平成26年度想定約21.7億円/年へと約11.1億円の削減が見込まれる結果となった。

他方で、当該費用の削減により、資金管理料金特別会計の単年度経常増減額は実質黒字化し、中長期的にも黒字化が継続する見込みとなったことで、内閣府が示す収支相償の認定基準が満たされない可能性がある。このような状況を受け、資金管理業務を担う本財団は内閣府から収支相償に関連する件について速やかに是正措置を行うように口頭で助言を受けているところである。

本財団における財務三基準への遵守状況(内閣府が定める公益認定基準)

特に重要とされる 財務三基準(*1)	具体的内容(概略)	内閣府の評価		
		H22年度	H23年度	H24年度
収支相償 (認定法十四条)	公益目的事業の収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこと(指定3法人の事業を含む財団全体の事業活動による財務状況)	×	×	×
公益目的事業比率 (認定法十五条)	公益目的事業に要する事業費の額が法人全体の事業費及び管理費の合計額に占める割合の50%以上であること	○	○	○
遊休財産保有制限 (認定法十六条)	遊休財産額は、1年分の公益目的事業費相当額を超えないこと	○	○	○

直近4年間の資金管理料金特別会計正味財産増減額(平成25年度は見込み)

(単位:億円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	実績	実績	実績	見込み
経常収益 ①	35.6	40.7	45.0	34.6
資金管理料金	31.5	36.6	40.1	29.8
輸出取戻し手数料	4.1	4.2	5.0	4.8
経常費用 ②	36.5	40.7	44.0	32.5
資金管理料金	32.6	37.0	40.0	28.5
輸出取戻し手数料	4.0	3.7	4.0	4.0
経常増減額 ① - ②	△0.9	0.0	1.0	2.1
資金管理料金	△1.0	△0.5	0.0	1.3
輸出取戻し手数料	0.1	0.5	1.0	0.8
正味財産期末残高(累積黒字額)	43.9	43.9	44.9	47.0

*金額の表示について:千円未満を四捨五入表示しているため、合計額は必ずしも計算値と一致しない。

3. 適合性確保のための対応について

上述の状況の下、経済産業省および環境省と相談し、本財団は内閣府が示す認定基準(*1、*2)の適合性を確保するために、公益認定を受けている他団体の動向を下表のとおり調べ検討した結果、中長期的な視野に立って収支相償の基準を満たし、且つ将来予想される業務システム更改などの持続可能な自動車リサイクルの業務ニーズに応えるために公益認定に係る特定費用準備資金制度(*3)を活用して本年度から準備資金を積立てることとしたい。

なお、当該積立額を反映した具体的な資金管理料金特別会計の補正予算等については、12月開催の資金管理業務諮問委員会でご審議後、本財団理事会の議決を得た後に手続きを行いたい。

他団体における特定費用準備資金の積立て状況

(単位:百万円)

団体名	使用目的等	事業内容	積立額
(公財)原子力環境整備促進・資金管理センター	創立40周年記念事業積立預金	原環センター創立40周年記念事業	7
(公財)総合研究開発機構	研究調査準備資金	収支相償の規定に従い、特定費用準備資金として積増すもの。これらの特定費用準備資金は、認定法施行規則18条の規定により区分会計毎の事業に充当する場合か公益事業に充当する場合以外、取り崩すことは出来ない	356
	研究調査管理準備資金		76
(公財)日本食肉流通センター	システム整備積立基金	部分肉の価格公表事業に係るシステムの計画な改良・更新を行うためのもの	30
	施設整備積立基金	平成22年度に制定した施設整備方針(排水処理施設の整備、冷凍施設の整備)に基づくもの	2,463
(公財)財務会計基準機構	国際対応積立資産	国際対応資金として管理されている預金	395

*ホームページ等で公表される他団体の事業内容を引用しながら本財団自ら要約した。

以上

(*1) 財務三基準：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第十四条(公益目的事業の収入)

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

第十五条(公益目的事業比率)

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率(第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。)が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

第十六条(遊休財産額の保有の制限)

公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

- 2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

(*2) 内閣府公益認定等委員会が示す収支相償に関連する問答<問V-2-③>

<問>

公益目的事業に係る収入は費用を上回ってはいないという基準を厳格に運用すると、収支がゼロか損失を計上しなければならなくなってしまい、公益目的事業を継続的に実施できなくなってしまうのではないのでしょうか。

<答>

- 1 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないという基準は、公益目的事業は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであり、無償又は低廉な価格設定などによって受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められることから、設けられたものです。
- 2 一方で、事業は年度により収支に変動があり、また長期的な視野に立つて行う必要があることから、本基準に基づいて単年度で必ず収支が均衡することまで求めることはしません。仮にある事業において収入が費用を上回った場合には、将来の当該事業の拡充等に充てるための特定費用準備資金への積立てをもって費用とみなすこと等によって、中長期では収支が相償することが確認されれば、本基準は満たすものとしています。
- 3 公益目的事業の実施について計画性をもっていただく必要はありますが、このような対応をとることによって、事業の継続性は確保されるものと考えます。

(*3) 特定費用準備資金制度：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第十八条(特定費用準備資金)

公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金(将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。)に係る支出に充てるために保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

- 一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額(当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。)のうちいずれか少ない額
- 二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額

- 2 前項の規定の適用を受けた公益法人は、前項の適用を受けた事業年度以後の各事業年度において、その事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。
- 3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。
 - 一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
 - 二 他の資金と明確に区分して管理されていること。
 - 三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。
 - 四 積立限度額が合理的に算定されていること。
 - 五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。

<以下略>